

## 資料 1.

### 日本のアライグマの現状

金田正人（関西野生生物研究所）

#### ■アライグマ (*Procyon lotor*) について

2005年、外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）施行と同時に特定外来生物に指定されている北米原産の中型食肉目のアライグマは、この数年、外来生物問題の象徴の一つとして、メディアなどによって必要以上に「凶暴」であると煽られたり、他方で可愛らしい生き物であるとうたわれたりしている。外来生物問題が社会的な問題であると認識が広がるのはいいのだが、一方で誇張されすぎたイメージが一般市民にとって、正しい問題やアライグマへの認識と理解を得ることの妨げになっているきらいもある。

体長（頭胴長）40～80cm位、体重3～9kg位の体格であり、ちょうど中型犬位の大きさである。食肉目としては一般的な程度に発達した牙（犬歯）と、爪を持つが狩りは不得手で動きの遅い両生類や甲殻類、鳥類のヒナなどの小動物や木の実などを採食する雑食性の動物である。夜行性で、基本的に群れを作らずに単独、または母子で生活し、冬から春にかけて樹洞などで繁殖し数頭の子をもうけるが、樹洞がわりに家屋や神社仏閣などの屋根裏（天井裏）などを繁殖地として利用することが知られており、そうしたアライグマの侵入による建築物の損壊や衛生被害については各地から報告されている。

両生類や爬虫類などを捕食することによる生態系への影響も報告されており、地域における生物多様性保全の観点からも本種が及ぼす外来生物としての問題は大きい。

本種が侵略的外来生物である最大の特徴は、①順応性が極めて高いこと ②繁殖（生存）能力が高いこと が挙げられる。①については、すなわち、原産地ではカナダから中米まで広く分布しているが、移入先の様々な気候条件でも生息し、幅広い雑食性の食性をもっている故に生息が確認されている地域のいずれからも栄養条件の悪い個体が捕獲されたという報告は得られていない。元々、樹洞で繁殖するが一般的だが先に示した通り、建造物を利用したり、地上での繁殖例も得られている。つまり移入された先々の土地で、その条件に左右されて生息できないということは（鉱山地帯などの特別な環境を除けば）ほとんど考えられず、条件に合わせて時に生息の行動を変えてでも生息していくことが可能な動物である。②は、子どもを産生する能力が他の中型食肉目と比較して高いということではないと考えられる。むしろ、①によって支えられる生存能力の高さが各地でアライグマが増え続けている原因であると考えられる。一般的に動物は産生直後等の死亡率は高く、産生数の多少にかかわらず親の生息数を遥かに越えて成体（成獣）で成長することはほとんどなく、特別な環境変遷がないかぎりにおいては、年

## 資料 1.

毎などの環境条件の微小な変化によって増減はするものの、ある程度、一定の生息数から極端に増加したり、減少することはないと考えられる。しかし、本種は、条件が整えば（というよりも多くの条件下で）産生した子アライグマのほとんどが成獣になるまで生息する。

結果、野外への逸出が国内ではじめて確認された 1961 年から 46 年後には、全国 47 都道府県で野生化が確認されている。



### ■アライグマ問題／対策をとらなければならないわけ

雑食性のアライグマによって、農作物が受ける被食害は大きく各地で有害鳥獣として対策が図られている。また前述のとおり、家屋や文化財へ侵入して建造物を損壊する被害も拡大している。さらに、2011 年 7 月には兵庫県尼崎市で散歩中の人アライグマに襲われて怪我を負うという事故も起きている。

生態系への影響は大きく、北海道でアオサギのコロニーが襲われたという報告、千葉県ではイシガメの減少がアライグマの被食による影響の可能性が高いという報告、また神奈川県ではカエルやサンショウウオが減少したという事例が得られている。

アライグマは、元々その地域に生息していた生物ではないために、被害があっても放置しておいて自然と被害がなくなる、ということは絶対でない。高い順応性と繁殖能力を活かして、地域で個体数を増加させつづける可能性が高い。移入した地域ではなく、原産地域で人為的な影響によって天敵がいなくなるなどして、アライグマの生息に好条

## 資料 1.

件になった地域ではアライグマが極めて高い生息密度にまで増加したという例もある。

生息密度が高くなると感染症の伝播のリスクも高まると考えられ、被害は多方面に拡大するだろう。行政や研究者、被害をうけている生産者などの一部だけでなく、あらゆる市民がステイクホルダーである自覚をもって問題解決にむけた対策に取り組む必要がある。



図 フロリダの市街地で「都市動物化」し街中を徘徊するアライグマ

### ■対策の方法

前述のようにアライグマによる被害が相次ぐなか、各地で、有害対策事業などの対象になってきているが、対策の方法として、捕獲以外を選択する自治体も少なくない。例えば、市民から「天井裏にアライグマが侵入して子育てをしている」という被害届があっても捕獲ワナを設置して捕獲する駆除業者と契約しているものの即時、業者へ依頼せず、市民に対して「まずは燻煙材で天井裏から追い出して欲しい」「次に侵入口を塞いで欲しい」といった対策の努力を要求し、それでも再度、侵入された場合にのみ業者を派遣するというような対応をしている自治体もおおくある。しかし、捕獲して野外から隔離しない限り地域でアライグマは増え続け、被害は拡大し続けることになる。

### ■対策の理想的な（金のかからない）形、日本の現状

外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲に取り組んでいる自治体（や団体）

## 資料 1.

もある（平成 10 年 8 月現在で 238 団体。環境省 HP より）。また、防除実施計画を策定していなくても鳥獣保護法（狩猟の適正化および狩猟の適正化に関する法律）に基づく有害鳥獣捕獲として捕獲に取り組んでいる自治体もある。平成 24 年 4 月から施行された第 11 次鳥獣保護事業計画に「外来鳥獣」という枠をもうけ、従来の有害鳥獣捕獲や学術捕獲による制限を緩和している自治体もある。

捕獲による対策がなかなか進まない背景として、捕獲従事者に制限を設けていることが挙げられる。鳥獣保護法にもとづく捕獲許可要件としてわな免許保持者に限られていることも多い。そうした場合、特定業者や狩猟団体などに委託し捕獲することになる。前述のとおり、あらゆる市民がアライグマ被害に関係することを鑑みれば、防除実施計画を策定するなどして、市民（わな免許保持者ではない）がワナの見回りや餌の交換をするようになれば、地域でより徹底した捕獲対策がすすめられる（結果的に、防除実施計画を設けたほうが対策は楽にすすめられる）。

また、捕獲を実施していく場合に、重要なのは、対策の成果をどのように評価しているかである。現在、多くの自治体が捕獲目標頭数などを設けて捕獲にとりこんでおり、また対策の進捗を捕獲数で評価していることが多い。

もっとも有効なのは、地域の生態系に指標となる生物を見つけるのが理想的であるが、困難な場合であっても、被害状況をしっかりとモニタリングすることが重要であろう。